

平成18年11月6日

ロイヤルホームセンター株式会社

代表取締役 西尾 正憲 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成18年3月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤルホームセンター京都横大路

京都市伏見区横大路天王前

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年経済産業省告示 第85号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

3 附帯意見

経路設定については，京都外環状線の交通量が多いため，店舗南側の出入口よりも東側出入口を利用できるように誘導することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の工業地域にあたる。

周辺の状況は、北側は工場予定地、東側は道路を挟んで工場等、西側に駐車場を挟んで住宅があり、南側は京都外環状線を隔てて事業所等が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、敷地内の緑化、工事期間中の事故防止や自治会への参加協力等の意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

（1）駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づく台数を確保しており、法の趣旨からは適正であると言える。

経路設定については、京都外環状線の交通量が多いため、店舗南側の出入口よりも東側出入口を利用できるように誘導することが望まれる。

その他、オープン時や状況に応じた交通整理員等の配置等も表明されていることから、周辺の地域に与える影響は少ないと判断される。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

また、運営計画においても適正な配慮がなされていると判断される。

（3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

（4）騒音について

計画地及びその周辺は、工業地域であり、騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていた。

その他騒音対策についても検討した結果、周辺の生活環境保持のための配慮について、指針に示されている基準と比較したところ、適切であると判断される。

（5）廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測によれば、計画の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺への生活環境への影響は少ない

と判断される。

(6) 防災，防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については，地方公共団体等から要請があった場合，協力を行う旨の意思表示がなされている。

また，営業時間終了後は，各駐車場出入口を施錠し，防犯及び非行防止に努める旨を表明している。

緑化については，検討する旨を表明しているが，可能な限り確保することが望まれる。

その他，屋外照明等は照射方向や強さについて，周辺に影響が生じないよう配慮する旨を表明している。

これらのことから，周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。

なお，店舗が公共空間に向けて音を発することについては，好ましいものではないと考えるので，配慮することが望まれる。